

受付印

令和 年 月 日
岡山県 県民局長 殿

※処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

所在地
(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)

(電話)

事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

法人番号

申告年月日

代表者氏名

経理責任者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の事業年度分又は前連結事業年度分の道府県民税の事業税の特別法人事業税の
※ 予定申告書

事業税

道府県民税

前事業年度の事業税額 (54の金額) ⑧

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業

所得割額 (55 × 6 / 前事業年度の月数) ⑨

付加価値割額 (56 × 6 / 前事業年度の月数) ⑩

資本割額 (57 × 6 / 前事業年度の月数) ⑪

法第72条の2第1項第2号に掲げる事業

収入割額 (58 × 6 / 前事業年度の月数) ⑫

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業

所得割額 (59 × 6 / 前事業年度の月数) ⑬

付加価値割額 (60 × 6 / 前事業年度の月数) ⑭

資本割額 (61 × 6 / 前事業年度の月数) ⑮

収入割額 (62 × 6 / 前事業年度の月数) ⑯

特別法人事業税

前事業年度の特別法人事業税額 (69の金額) ⑰

特別法人事業税額 (⑰ × 6 / 前事業年度の月数) ⑱

予定申告税額 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯) ⑲

この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額 ⑳

この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (⑲-⑳) ㉑

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ㉒

備考

関与税理士署名

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (53の金額) ①

予定申告税額 (① × 6 / 前事業年度又は前連結事業年度の月数) ②

この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額 ③

この申告により納付すべき法人税割額 ②-③ ④

均等割額

算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑤

円 × ⑤ / 12 ⑥

この申告により納付すべき道府県民税割額 ④+⑥ ⑦

この申告の期間

前事業年度又は前連結事業年度の期間

通算親法人の事業年度の期間

月

月

第六号の三様式(その2)(提出用)

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人 名
	・	・	

(事業
税)

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細										前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細									
摘 要			課 税 標 準				税率 ($\frac{\quad}{100}$)	税 額			(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は 個別帰属法人税額			23	兆 十億 百万 千 円				
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業																			
所得 割	所得金額総額	34	兆 十億 百万 千 円								法人税割額	24							
	所得金額	35										兆 十億 百万 千 円	25						
付加 価値 割	付加価値額総額	36									道府県民税の特定 寄附金税額控除額	26							
	付加価値額	37										兆 十億 百万 千 円	27						
資本 割	資本金等の額総額	38									税額控除超過額 相当額の加算額 外国関係会社等に係る控除対象所得 税額等相当額又は個別控除対象所得 税額等相当額の控除額	28							
	資本金等の額	39										兆 十億 百万 千 円	29						
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業										租税条約の実施に係る法人 税 割 額 の 控 除 額									
収入 割	収入金額総額	40	兆 十億 百万 千 円								納付すべき法人税割額 24-25+26-27-28-29-30	31							
	収入金額	41										兆 十億 百万 千 円	32						
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業										差 引 法 人 税 割 額 31-32-33									
所得 割	所得金額総額	42	兆 十億 百万 千 円								外国の法人税等の額の控除額	33							
	所得金額	43										兆 十億 百万 千 円	34						
付加 価値 割	付加価値額総額	44									仮装経理に基づく法人 税 割 額 の 控 除 額	35							
	付加価値額	45										兆 十億 百万 千 円	36						
資本 割	資本金等の額総額	46									租税条約の実施に係る法人 税 割 額 の 控 除 額	37							
	資本金等の額	47										兆 十億 百万 千 円	38						
収入 割	収入金額総額	48									⑤のうち特別控除取戻税額等又は 個別帰属特別控除取戻税額等に係る 法人税割額	39							
	収入金額	49										兆 十億 百万 千 円	40						
合計事業税額 55+37+39+41+43+45+47+49							50												
事業税の特定寄附金税額控除額							51												
仮装経理に基づく事業税額の控除額							52												
租税条約の実施に係る事業税額の控除額							53												
納付すべき事業税額 50-51-52-53							54												
54 の内 訳	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 又は 第 2 号 に 掲 げ る 事 業																		
	所得割	55	兆 十億 百万 千 円				付加価値割	56	兆 十億 百万 千 円										
	資本割	57					収入割	58											
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																		
	所得割	59	兆 十億 百万 千 円				付加価値割	60	兆 十億 百万 千 円										
	資本割	61					収入割	62											
(特別法人 事業税)	摘 要			課 税 標 準				税率 ($\frac{\quad}{100}$)	税 額										
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額			63	兆 十億 百万 千 円				0 0				兆 十億 百万 千 円						
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額			64					0 0										
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額			65					0 0										
	合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 (63+64+65)							66											
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額							67											
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額							68											
	納付すべき特別法人事業税額 66-67-68							69											

第6号の3様式（その2）記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第4号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 「予定申告税額（①×6／前事業年度又は前連結事業年度の月数）②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
- 9 「所得割額（⑤×6／前事業年度の月数）⑨」から「収入割額（⑥×6／前事業年度の月数）⑩」まで及び「特別法人事業税額（⑪×6／前事業年度の月数）⑫」の各欄は、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
- 10 法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。
- 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑭」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 12 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。